

## 【けいはんな線】新石切駅で新しいセンサーが稼働中

2025.6.23

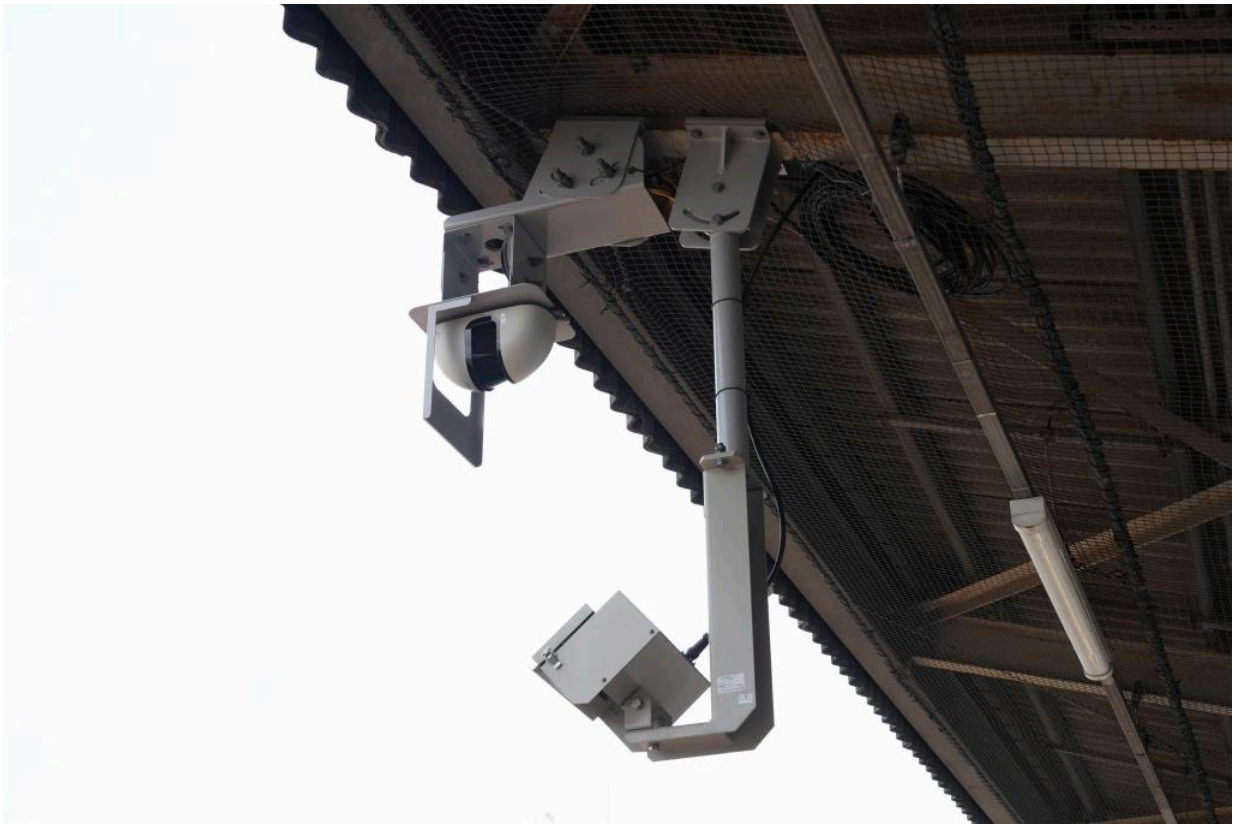


全く気付いていなかったんですが、今年3月21日頃から、近鉄けいはんな線の新石切駅において新タイプのホームセンサーが稼働を開始しています。

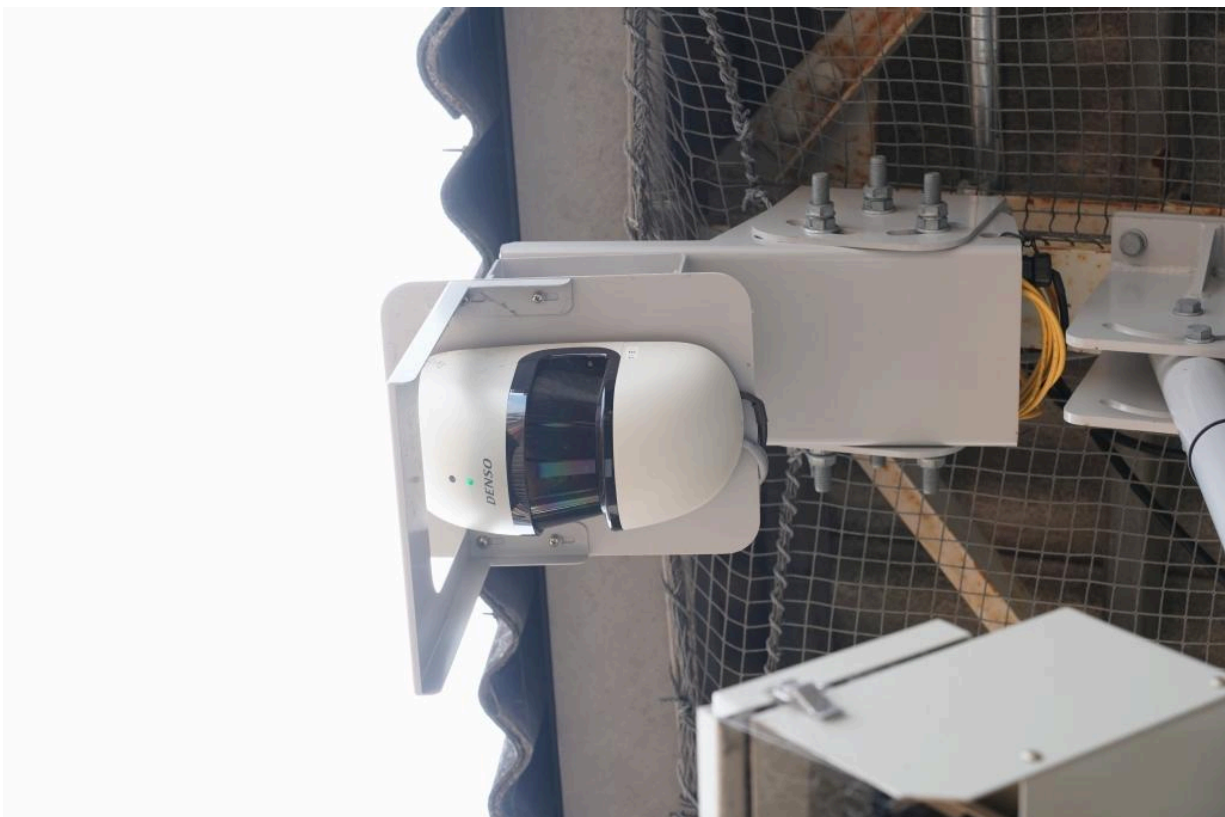
## 新しいセンサー



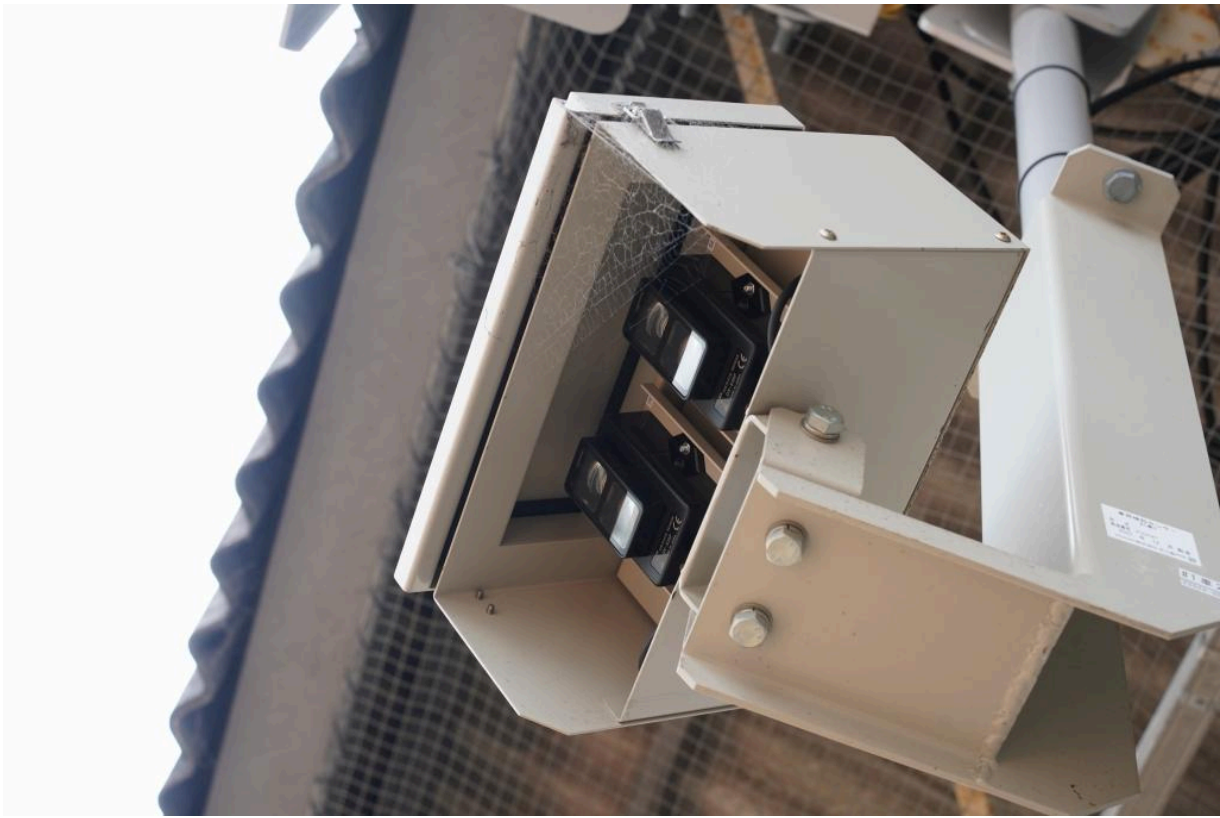
これまでのセンサーはご覧のようにホームに直付けする自立式でしたが、新石切駅では天井に備え付ける新しいタイプとなっています。



新しいセンサー全景。一見、発光体と受光体に見えますがそうではなく、2つは別々の役割があるようです。



まずは上のセンサー部分。こちらが従来の側方監視センサーと思われます。



そして下のセンサー部分。こちらは車両に当てるセンサーとみられます。



これまでだと1つの筐体で2つの役割を兼ねていましたが、随分仰々しい設備になりましたね...。

## 元筐体設置部



元々あったセンサーはなくなりましたが、取り付け台座はそのまま残されました。また車両間の転落防止を兼ねて？か、柵もそのまま残されています。



センサー移設に伴い、新しく説明文も更新されています。



今のところこの新しいセンサーは今回ご紹介した新石切だけですが、今後他の駅にも波及していくのでしょうか...？

旧センサーは稼働から20年を迎えることから、寿命が来始めているのかもしれないね。

---

※当文献の利用にあたって

- ・文章や画像をそのまま利用の際は、著作権法第32条の引用要件に基づいた利用をお願いします。
- ・引用の様式については、厳密な書式規定は設けていません。  
出典元が明確に判別できるよう明記いただければ、柔軟に対応いたします。
- ・本来、2025年時点における日本国憲法における著作権有効年数は70年ですが、当文献では発行した年月日から50年とします。

著作物の利用にあたっては、こちらのガイドラインを基本とします。

<http://osaka-subway.com/post-21139/>

#### ■Osaka-Subway.comが消滅している場合

- ・個人(個人事業主含む)による利用  
個人の利用に関しては、万が一無断転載が発覚しても、法人利用の際と違いすぐに法的手段に訴えることはしません。  
しかしながら、引用元が明記されていない場合は、出典の記載をお願いする場合がございます。  
その際は、ご対応いただけますようお願い申し上げます。
- ・法人(株式会社、合同会社)による利用  
著作権法第32条の引用要件を除いた、画像及び写真そのものの無断転載による商用利用は全面的に禁止しています。  
書籍等の出版物や企業アカウントによるYouTube動画など、営利目的でのご利用は、必ず著作権法第32条の引用要件を遵守してください。  
個人での利用とは異なり、法人による違反には厳格に対応いたします。

(引用文テンプレート)

『文献のタイトル』< osaka-subway.com > – 2025年○月○日